

次世代育成支援対策推進法に基づく「株式会社東光舎・一般事業主行動計画」

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年8月1日～令和8年7月31日までの3年間

2. 内容

目標1：令和5年9月から、所定外労働を削減するため、ノー残業デーの徹底。

<対策>

- ～令和5年8月 所定外労働の現状を把握
- 令和5年8月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和5年9月～ ノー残業デーの徹底

廊下の提示版による管理職及び社員への周知

1.計画期間 令和5年8月1日～令和8年7月31日までの3年間

2.内容

目標2：育児取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートをする。

<対策>

- ～令和5年8月 全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 令和5年8月～ 育児取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始